平成２５年（フ）第２７５号
愛知県一宮市天王２丁目７番35号　アモーレ天王103号
債務者　柳井　昌美
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１０１９号
京都市伏見区竹田東小屋ノ内町99番地３
債務者　亀井こと　中井　勝規
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７３１号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地11―401
債務者　白箸　茂幸
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８４８号
京都市西京区川島野田町63番地　ヴィラ野田202号
債務者　脇本　　実
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８８１号
京都市伏見区醍醐御霊ケ下町６番地６　メイプルリーフⅠ102号
債務者　石井えつ子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８９６号
京都市山科区西野山中鳥井町91番地２　ベルブライト西野301号室
債務者　橘　　啓二
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９０８号
京都市山科区小山北溝町６番地３　ソルフィー山科412号
債務者　松井　静香
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
香川県高松市春日町1508番地11　ツインクルハイツⅠ―101号室
債務者　楠　　真治
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６７号
長野県下水内郡栄村堺18020―49　秋山郷のよさの里　牧乃の宿本家内、住民票上の住所長野県中野市大字新保1052番地29
債務者　椎名　俊也
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
長野市川中島町原158番地２　ドリームハウスみよしＡ201
債務者　内村みつえ
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７７号
宮城県大崎市古川穂波３丁目３番50号　K.65　E棟、従前の住所宮城県大崎市古川長岡字茂木前３番地２
債務者　三塚　恵子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
宮城県加美郡加美町字南町151番地14、従前の住所宮城県加美郡加美町四日市場字屋敷45番地
債務者　氏家　貴克
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
宮城県加美郡加美町字南町151番地14、従前の住所宮城県加美郡加美町四日市場字屋敷45番地
債務者　氏家　美樹
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
宮城県加美郡加美町字南町151番地14、従前の住所宮城県加美郡加美町四日市場字屋敷45番地
債務者　氏家　美秋
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
静岡県富士市江尾511番地の33サフィーナ102号、前住所静岡県富士市厚原200番地の５タウンコート厚原Ａ―202号
債務者　白石　大輔
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３９７号
仙台市泉区市名坂字本屋敷54番地の１　バーシティハウス泉Ａ―103
債務者　田中　美鈴
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４７３号
宮城県名取市手倉田字八幡43番地の１
債務者　伊深　弘美
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係